

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
2018 年度 第 1 回理事会議事録

1. 開催日時 2018 年 5 月 13 日（日）10：00～12:10

2. 会 場 塚本千葉第五ビル 3 階 事務局

3. 出席者 会 長 渋沢  
副会長 相澤、奥野、大浦  
事務局長 岡本(武)  
会員理事 (総務委員会 企画部会) 樽林  
(総合相談委員会) 竹嶋  
(研修委員会) 浅見、宮本  
(ぱあとなあ委員会) 小川、鈴木  
(司法福祉委員会) 川上  
(災害対策委員会) 常陸谷  
外部理事 池亀、山本  
監 事 山口（定）、岡本(崇)  
オブザーバー 市原、四ノ宮、服部、古澤、宮下（50 音順）  
敬称略

4. 議 題

(1) 会長と三役会からの報告

- ①「社会福祉士の矜持について」企画
- ②寄付金の受け入れについて
- ③e-ラーニングについて
- ④総会で出た課題について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(3) 議事

- ① 平成 30 年補正予算について (P26)
- ② 第 6 回定時総会議案等について (定時総会資料 P1～P35)

5. 議事録

○ 出席者の確認

樽林事務局次長より、第 1 回理事会について現在、理事会出席者 15 名 定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告

また、6 月 24 日の定時総会承認後、新体制理事となられる 5 名の方が本日オブザーバー参加されている まずは各自簡単な自己紹介をお願いする

理事 15 名、監事 2 名、オブザーバー参加 5 名の自己紹介

○ 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

三役会（5 月 9 日開催）での打ち合わせを踏まえ報告させていただく

#### ①「社会福祉士の矜持について」企画

4月14日（土）日本会の副会長 中島様が面談で来局され、会長、事務局長、事務局員が対応した。中島様は広島県士会の方である。前回理事会でもお話した、捜査機関に社会福祉士を配置する話が出ているが、その件で先般、日本会の見解の草案を作成した方でもある。ぜひ千葉県にお越しいただき、社会福祉士としてどう考えるか。みなさんとの意見交換をたく検討している。6月24日の定時総会後は中島様の都合が合わなかったもので、改めて機会を設けたい。

皆様のご意見はいかがか

#### ②寄付金の受け入れについて

被後見人であった方（故人）からの寄付金のお申し出を受けており、千葉会として受けるかどうか、合意書が出来ており、千葉会としてサインするのかについてご意見いただきたい。詳細は本日配布および本日回収資料で示す。

#### ③e-ラーニングについて

みなさん日本会のe-ラーニングを見たことがありますか

日本会 中島副会長との面談の際もぜひ確認活用いただき負担金を承認いただきたいとの話を伺った。会長会での説明では、各県士会負担年間150,000円、千葉会では負担できる金額と思うが、会員数の少ない県士会からは、都道府県同額は不公平、会員数に応じた按分を望むとの意見が出ていると聞いた。金額変更は別として、e-ラーニングを利用することに賛成か否かをご判断ご意見いただきたい。賛成の場合は、会員数に応じた按分が通った場合、金額が変更され高くなる可能性もあるが、いかがか

#### ④総会で出た課題について2点

- ・ ぱあとなあの活動報告書提出の際、通帳のコピーを添付することになったことについて、ぱあとなあの運営委員会の中での確認となっているのであろうが、管理責任の所在について等、ご意見いただいた。今後どうしていくかについて、しっかり提示していかなくてはならない
- ・ 3月11日開催の臨時総会では、予算の理事会承認について、反対のご意見たくさんいただいたが、書面表決票で賛成数が過半数に達しており、通ってしまったのだが、当日出席いただいた代議員の皆様のご意見に何らかの答えをお伝えしないままで良いのかとの思いである

#### 樽林事務局次長：

- ・ みなさまのご意見いただくにあたり、②の寄付金については受け入れの決議を取るので議事に回す。まずは①の企画についてからご意見いただきたい

#### 質疑：

- ・ この対象者は社会福祉士のみであるのか。司法福祉委員会で刑事司法について行っていることあると思うが今回のことと連携がりはあるのか（ぱあとなあ）
- ・ 検察庁に取り込まれてしまう危惧や専門性が失われる可能性もあるのではないか（研修）
- ・ 検討議論するにあたり、検察庁一国が何を考えているのかの情報を正確に伝えていただ

ける方に来ていただけたらより良いのではないかと（監事）

- ・ 具体的なテーマが無いと分かり難い 例えば佐賀県士会のことを例にあげ、社会福祉士としてどう考え、どう捉え、どう向き合うのか等、焦点を当てたテーマを掲げた方が分かり易いのではないかと（オブザーバー）

- ・ 県民にもオープンにであれば、参加費徴収はなじまないのではないかと（監事）

- ・ 先のご意見に重複する部分があるが、1) 賛成の立場でのご意見、2) 反対の立場でのご意見と3) 検察庁では社会福祉士に何を求めているのか、社会福祉士は何を求められているのかを淡々とご説明いただける方にお話しいただき、その後に意見交換できると良いのではとの印象を持った（司法書士会）

**会長：**

- ・ 一般の方がどの程度来ていただけるかは不明であるが、少なくとも参加者をクローズして行う予定ではない

- ・ 専門性が失われるのでは等、そういった意見も出していただく場としたい 反対の方も賛成の方も両方の意見を伺える場としたい

- ・ まずは、日本会 中島副会長の日程に合わせてからのこととなるが、ご提案いただいた、検察庁の情報を正確に伝えていただける方にお声掛けしようと思う

**大浦副会長：**

- ・ 司法福祉委員会でも刑事司法について活動を行っている 今回の企画について連携協力していけることあると思っている

**会長：**

- ・ 日程調整付けば、定時総会終了後に県民公開講座としての位置付けでの開催を考えていた今回は同日ではないが、予算は県民公開講座からの支出として参加費無しで進める

**榎林事務局次長：**

- ・ ①については開催の方向で、日程およびご壇上いただく方を三役会中心に準備を進めさせていただく

- ・ ③の e-ラーニングについて千葉会での負担を承認するかも含め、見たことのある方ご意見ご説明をお願いします

**説明：研修担当理事**

- ・ 全国大会でも体験した方からの評判は良かったが、コスト負担が会員数に関わらず一律負担なのは反対意見が出ていた

- ・ 基礎研修では今、e-ラーニングは出来ていないこと、情報が新しくなった時の更新はどう対応するのかや作成に掛る費用が高いため、たびたびの更新は難しいのではないかと、その場合情報が古くなってしまえば意味が無いのではないかとといった意見が出ていた

- ・ 中身は素晴らしいものだと思うし、新しいことを取り入れて活性化するのは良いこと

- ・ まずは自己研鑽として利用は良いのではないかと、会員の方には喜ばれる内容になっていると思うし、時代の流れとしては受け入れの方向で良いのではないかと

- ・ やはり会員数での不公平感はあるが、千葉会として負担額が変わる可能性はあるが負担承認で良いと思う

**説明：司法書士会理事**

- ・ 弁理士会の更新研修は全て e-ラーニングで行っている 見たクレジットは仕組み上、取れる 管理確認できるので単位を取れるので資格更新交付できるようになっている 動画研

修とは違い、見たことの復習は出来るが早送りは出来ない 途中まで見たら次回そこからスタートする 課題や質問、議論については、スクーリングで行うことで解消できる

- ・ まさに時代の流れはその方向であろう 毎年更新は費用負担が大きくて現実的ではないが、新人研修や普遍的な研修には向いていると思う

**会長：**

- ・ 会長会では、千葉会は費用負担には賛成である 一律で無くなった場合、負担額増額の可能性あるがというところかと思う

**榎林事務局次長：**

- ・ e-ラーニングについて千葉会では負担を承認する 基礎研修等受講負担軽減のための導入検討も意見として出していくこととする

→基本的には承認 ただし、一律に負担する方法については異論を出していきたい

- ・ 総会で出た課題、ばあとなあ活動報告書提出の際、通帳のコピーを添付することになったことについて、ばあとなあ千葉運営委員長より説明をお願いする

**説明：ばあとなあ千葉運営委員長**

- ・ ばあとなあ千葉の全体会でもご意見いただき、臨時総会でも同じくご意見をいただいた社会福祉士の不祥事がニュースで取り上げられる中で、ばあとなあ千葉として今後どう考え対応していくか検討し、不正防止の観点から年1回の活動報告書提出の際に財産目録・預貯金通帳コピーの個人を特定できる部分を消したものの提出を求めたものである

- ・ 保管の場所や期間はどのようにするのか、確認後に返却して下さるのか等様々なご意見いただいたが、ばあとなあの中で保管期間や方法の取り決めが出来ていない

**会長：**

- ・ 現状説明では無く、現在の不備な状況をいつまでに整理していただけるかのお話をいただきたい

**説明：ばあとなあ担当理事**

- ・ ばあとなあ千葉全体会で、「個人を容易に推定できるだけでも個人情報保護違反ではないか」との意見が出ていた まだ運営委員会への提案していないが、弁護士等専門家に相談して、進めるにあたりどういう問題があるのか確認が必要ではと考えている

**説明：司法書士会理事**

- ・ 個人情報保護とご本人の意思決定の問題はリーガルでも毎年総会でも揉めるところであり、不祥事が出るとさらに厳しくなっていく

- ・ リーガルの場合、デジタル報告で個人の特定できるものは一切無く、通帳のコピーは残高のわかる最終ページのみの提出である 収支と添付された通帳の最終ページの残高が合っていることが確認されたら、添付は消去を選択し残さない 紙ベースでの保管は一切しないという管理である

- ・ 紙で出された情報の個人情報保護はどうすべきかについては専門家に相談が必須であるし、後見業務に特化した報告書の保管についてという文書規程の作成が必要であり、それに基づいた運用で無ければ今の時代に即していないと言われてしまう ぜひ個人情報保護に特化した専門家に相談すべき

**岡本事務局長：**

- ・ 短時間で準備が出来ることでは無く、時間をかけて費用をかけてもきちんと進めていかなければいけないことと再認識した

会長：

- ・ 時間の掛ることになると思われるので、ぱあとなあ千葉には随時進捗状況報告をお願いする

説明：ぱあとなあ千葉運営委員長

- ・ 随時進捗報告させていただく

→継続

会長：

・ 予算の理事会承認となったことについて、反対のご意見たくさんいただいたが、書面表決票で賛成数が過半数に達しており、通ってしまった、あえて通ってしまったというが、このことについて、反対意見をいただいたことは軽くないなと思うところである 春の臨時総会に代わるもの、代議員のみなさまとの意見交換の場を考えなくてはと思っている 3月までに議論したいと考えている

質疑：オブザーバー

- ・ 予算の理事会承認を総会で提案した理由は何か、お教え願いたい

会長：

・ 年度途中に新規事業の実行の際の補正を総会でしか組めなかった 平成 28 年度途中提案事業で予備費からの支出で対応した事業「こども食堂～」など 自由な活動が制限されていたリーガルが理事会承認だったと記憶している

質疑：ぱあとなあ理事

・ 総会当日には欠席している代議員の書面表決で既に可否は決定している 出席した代議員が一生懸命意見を述べても出席代議員が全員反対したとしても書面表決で可となっていれば結果は可である 無力感があるのは否めない

説明：司法書士会理事

・ 一般社団法人は、予算の理事会承認が一般的であり、リーガルもそうである  
・ 書面表決の提出にあたっては、代議員の後ろにあるであろう多数のご意見・意識の調整が必要なのということへのご理解、表決の後ろに 50 名超の意見を担っていることの重みのご理解、代議員お一人のご意見の書面表決では無いのだという仕組みをご理解いただけるような集会を企画し、その後に会長がおっしゃるような、総会でいただいた会員の意見のすくいあげとなるのではないかと

樽林事務局次長：

・ 総会で代議員が集まるのが年に 1 回となっているので、代議員に何が求められているのかを含めてみんなで考える機会を、6 月定時総会後も寸劇交え話し合いの場を計画している  
・ 名前だけの代議員では無く一緒に会をどう考えていくか、地域集会もそうであるが、丁寧にお話が聞ける場を、理事を含め作っていかなければならない

質疑：研修理事

・ 改めて、理事として予算決議に賛成反対をしていくことになるが、一般社団の理事はどこまでの責任を負うのか 対外的に何かあった場合、どのように理解したら良いのか

説明：監事

・ 定款 17 条に「賠償責任の免除」事前に設定した範囲での免除出来るとしている  
・ 出席代議員の少数意見は大切であるが遑って意見をすくいあげることでは無く、代議員の意見交換の場を設けていくことには賛成である

説明：司法書士会理事

- ・ 故意過失があったかどうかの損害賠償論になるので、理事会での審議事項決議の際、賛成多数であっても自身は反対だとの意見を持っている場合、沈黙・棄権では無く反対である意思表示をきちんと議事録に残すことは大切である

- ・ 例えば法人後見の実際の業務を担っているのがばあとなあであっても、千葉県社会福祉士会の法人後見であるから、後見業務に携わっていない理事であっても一様に責任はあることの認識は必要

**会長：**

- ・ ばあとなあニュースを発行した際、共有させていただけたらと思うが

**説明：ばあとなあ千葉運営委員長**

- ・ 法人後見について情報が入った際は報告し共有させていただく
- ・ ばあとなあニュースについてはまずは規程等内部精査した上でのこと

**樽林事務局次長：**

- ・ ②の寄付金については受け入れの決議を取るので議事に回すとお伝えしたが、司法書士会理事が 11:30 退席予定の為、ここでご意見いただく 本日配布、理事会後に回収資料を各時ご確認ください

**会長：**

- ・ 遺言執行者より本会を含む三者間合意書を提示されており、本会へ合意書への署名捺印を求められていることについて、三役会でも意見を出し合った みなさまのご意見うかがいたい
- ・ 私見であるが、どなたかが本会への寄付をお申入れくださる話であるなら、前向きに検討しても良いと思うが、相続財産分与に関する文書に本会が署名捺印するのは、先に出た責任とも関わることで署名捺印はしかねるのではないかと考えている

**質疑：**

- ・ 「どなたかが本会への寄付をお申入れくださる話であるなら」と述べられたが、具体的に想定されている相手先はどこであるか（副会長）
- ・ 辞退するという選択肢はないのか（オブザーバー）

**会長：**

- ・ 本会を含めない合意書であるか、一番良いのは、裁判所判断と考えている
- ・ 辞退を含め何も決まっていないうし、お返事していない

**説明：司法書士会理事**

- ・ 三者が相続人であれば遺産分割、和解すればよいこと 裁判所でも同じことをするであろうが、今回は三者とも相続人で無く受遺者であるので、任意での和解をしてしまうことの心配が残るのではないか
- ・ 裁判所判断にしたとして、本会が訴訟当事者となると誰を代理人に、時間も費用も掛かる私見であるが、遺言執行者に裁判所に調停申し立てして欲しいとお伝えするのが良いのでは、裁判所の中で和解するのが良いのではないかと
- ・ 辞退することで会員から「何故辞退したのか」とご質問出る可能性ある 本会が積極的に意思表示するのではなく、調停の中で望ましいと考える

**樽林事務局次長：**

- ・ 本日は遺言執行人を通し求められている合意書に署名捺印することへの賛否を確認する  
署名捺印に賛成の方挙手→0名、署名捺印に反対の方→多数  
→反対多数により合意書への署名捺印はしないこととする

**会長：**

- ・ 遺言執行人へ本日の結果を連絡する またみなさまへ報告させていただく

○ 各委員会報告事項に対する質疑

各委員会資料の通り

(総務委員会 広報部会)

**説明：博林事務局次長**

- ・ 広報部会委員長は本日欠席であるが、各委員会資料(P2)広報誌「点と線 97号」7月下旬発送予定に理事の紹介文掲載予定で連絡がそれぞれ入っていることと思う 150字程度、5月21日までに表記のアドレスへ提出をお願いする

(研修委員会)

**説明：研修委員会委員長**

- ・ 基礎研修ⅡおよびⅢの申し込みを締め切ったところである 現在Ⅱ-50名位、Ⅲ-40名位の申し込み状況である

(ぱあとなあ千葉)

**説明：ぱあとなあ千葉運営委員長**

- ・ 報告資料の補足説明はないが、本日いただいたご意見については、ぱあとなあ運営委員会で検討し理事会で報告させていただく

(松戸市居住確保支援事業)

**説明：松戸市居住確保支援事業担当理事**

- ・ 松戸市支援員については平成30年度に向けて会長面接を行い、常勤1名、非常勤2名の3名体制から常勤1名、非常勤1名の2名体制で対応できるとのことから変更になった 平成30年度予算も前年度と同額が決定し、現在2名体制で問題無く業務出来ている

**議事**

① 平成30年補正予算について (P26)

**説明：事務局長**

- ・ 補正予算については、3月11日の臨時総会で予算の理事会承認が通ったことを踏まえての議事である 今回は松戸支援事業で受託金額が1円単位まで決まっているのでその金額に合わせた金額での補正予算であるのと、昨年度と同様の対応であるところであるが、少ない金額でも補正予算を出した方が良いのか 少ない金額が不要となった場合、どの程度の金額に対して補正を組むのかも含めてご意見いただきたい

**質疑：**

- ・ 千円未満の金額は無くても良いのではないか 他の予算が千円未満組んでいないので不自然に見えるのでは(災害)
- ・ 受託事業で1円単位まで入ってくる金額が決まっているので、補正を組むのに千円未満切り捨てて良いのか(会長)
- ・ 予算よりも事業として多く入ったということであるなら補正しなくても良いのではないか

(司法福祉)

- ・ 社会福祉法人ではどう対応しているのか
- ・ 補正には、予算の段階の数字に誤りがあり訂正する場合と受託事業等で予算の段階では正確な数字が出ない場合があると思う。今回受託事業で行政側が決めることであるし、違和感を抱くほどの額でもない。今回は補正無しでも良いのではないかと（オブザーバー）

**説明：会長**

- ・ 理事会で補正予算出来ることになり、必要な補正はしなければいけないが、あまり補正が多いと決算の時に補正がたくさんあると見難いのではとの意見が三役会で出た

**説明：監事**

- ・ 社会福祉法人で行政側の監査で良く言われるのは主に支出の方である。支出が予算より多くなる場合、予備費や他の事業からの流用をしないと帳尻が合わなくなるから、その場合は、事前に予備費や他の事業からの流用した上で実行しなさいと指導される。都度対応は業務として追いつかないのが現状で、事後処理となる。支出はきちんと補正を組んだ方が良いが、今回の様に収入が予算より増えた場合は補正しなくても良いのではないかと

**説明：松戸市居住確保支援事業担当理事**

- ・ こちらの予算作成の段階では行政側予算の決定がされていない。行政の予算の歳入は千円単位で作成し、あとは決算できちんと対応する。予算より受託額が減額された場合は補正必要と思う

**説明：事務局長**

- ・ 昨年度、この内容この金額で総会議案として出されていた。今までも不要だったのではないかと

**説明：会長**

- ・ 今後は、収入が減った場合、決まりに無い項目の支出が見込まれた場合に補正を組むことにするのはいかがかと

**相澤副会長：**

- ・ 今回の補正予算の取下げを提案する

**樽林事務局次長：**

- ・ 臨時総会で、理事会で補正出来ることになったことを踏まえての補正予算案であったが、取下げの提案が出たことについて賛否を確認する

補正予算案取下げ賛成の方挙手→多数、取下げに反対の方→1名

→取下げ賛成多数により補正予算案は取下げとする

**災害担当理事：**

- ・ 顧問税理士へ相談意見を求めた方が良いと思う

**監事：**

- ・ 当会に経理規程はあるが、今後は細則で補正予算を組む際のことをある程度明確に決めておいた方が良いと思う

**事務局長：**

- ・ 顧問税理士とも相談する

② 第6回定時総会議案等について（定時総会資料 P1～P35）

**説明：事務局長**

- ・ 事業報告内容については、各自ご確認いただきたい。P29 貸借対照表、約 280 万円の黒



字であった P26～P28 収支計算書について平成 29 年度は 1,000 円予算としていた為、予算と決算に乖離がある 平成 30 年度からは見込み予算を立てていただいたので次期決算報告は予算と決算の差異の少ない実際に近づいた収支なる予定である 資産が 5 千万円超の状況である このことについてどう考えていくか、ご意見いただきたい 5 月 10 日に監事による会計監査を行い、決算報告の巻末に監査報告書を付けている 監事からご意見をお願いする

**説明：山口監事**

- ・ 事務局長報告の通り行った会計監査について報告する 事務局会計担当者も前年度と比較し、詳細な収支、数の多い科目処理に慣れたように感じ、大きな指摘事項は見当たらなかった 各銀行の残高については銀行からの残高証明書の照らし合わせ確認を行い、その他も経理規程通り適切に処理をされていることを確認した

**説明：岡本監事**

- ・ 前年度の指摘については改善されており、収支予算については、事務局長からの報告通り、平成 30 年度予算からは予算作成自体の改善をされているので会計上、監事としての指摘は無いと総会では報告させていただく
- ・ 剰余金については今後の使途を次期理事で検討いただきたい 加えて役員報酬について規則第 4 号、報酬等に関する規則があるが執行されていない 少なくとも会員外理事への報酬は清算執行して良いのではないかと ご検討いただきたい

**事務局長：**

- ・ 役員報酬について、現在理事会等は交通費実費のみを支払っている 会員外理事含め、規則にある通り執行して良いのではないかと監事よりご意見ご提案いただいた
- ・ 今後、活発に会の運営を進めていく上でも役員報酬支払執行して良いのではと思うし、しっかり規則を適用した方が良いのではと監事からご指摘いただいた みなさまご意見いただきたい

**質疑：**

- ・ 個別に申請する等の負担では無く、事務局で理事会出欠確認をまとめて支払実行する方法が良いのではないかと（会長）
- ・ 会長手当はあっても良いのではと、側で見ている（事務局次長）
- ・ 会長手当も賛成だが、会長代理で各団体へ出向く他の理事にも支弁して良いのではないかと 私は今期で副会長を退くが、後任、今後活動していただく方のためにも、将来役員立候補いただく方に対しても規則の執行を新体制の下、検討していただきたい（副会長）
- ・ 報酬辞退の場合の対応は、寄付などの処理となるのか（副会長）

**説明：監事**

- ・ 規則第 4 号、報酬等に関する規則で役員の職務執行に対して報酬支払出来ることになっている 定款第 12 条に役員は理事・監事となっており、定款第 13 条に職務の規程がある 理事については理事会や会長の命を受けたものは職務、会長が会の為に行った業務執行は職務であろうから報酬支払い対象として良いのではないかと
- ・ 規則第 4 号第 3 条 4 項に報酬辞退できるとしている 会長は求められたら辞退の証明を交付するとした 職務上、報酬を受け取ることができない場合を想定して決められたもの

**事務局長：**

- ・ 予算では役員費用弁償として組んでいる
- ・ 今回はこのことについて議論したことを記録することに留める
- ・ 総会資料 P27 受託事業の高齢者虐待防止対策研修会、P28 受託事業の居宅確保支援事業に

について、備考欄に「事務経費を除く」を加筆して総会資料とすることを報告する 支出報告金額には事務局経費が含まれていないことを示すものである

**樽林事務局次長：**

- ・ 第 6 回定時総会議案等について

議案第 1 号 2018 年度事業報告および決算報告（2017 年度監事監査報告書）について、承認いただきたい

→承認

- ・ 議案について全て終了したが、今後も検討必要課題あるので引き続き宜しくお願いする

**質疑：**

- ・ 今回定款の変更が出ていたが、理事会決議の規程含めまとめて年 1 回位の変更で良いのではないか（オブザーバー）

**監事：**

- ・ e-ラーニングについて、各県士会負担金の話が出ていたが、都道府県士会負担か利用者負担のどちらかではなく、半々とする等の選択肢もあるのではないか
- ・ 個人情報の紙ベースの保存については、スキャンしてパスワードを掛け、ハードディスクをネットに繋がらない状態でデータ保存する場所を取らない方法もある
- ・ 検察配置の件、会長声明のようなものが出されているのであれば、理事会報告や、会の活動であるから総会報告するべき 今後、声明等あれば三役や理事会報告を経てホームページに出しても良いのではないかと 以前は掲載していた

**会長：**

- ・ 検察庁の社会福祉士配置については、一部の社会福祉士方が反対の声明を出され、それについてのお返事を日本社会福祉士会に求めていた 3 月の日本会総会まで日にちの無い中で反対声明のこと等知ったので、総会の場では無く、都道府県社会福祉士会メーリングで日本社会福祉士会事務局に意見を求めたのが経緯である

**事務局長：**

- ・ 定時総会の会長挨拶でお話していただく

**樽林事務局長：**

- ・ 以上で、第 1 回理事会を終了する 休憩後、新三役及び所属委員会について打ち合わせするので引き続きよろしく

12:10 閉会